点検した結	果を記載してください。						
				点	点検結果		「不適」の提合の裏巾及び
点検項目	確認事項	根拠条文	根拠条例	適	不適	非該当	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
I 人.	員基準						
1 単:	蚀型指定(介護予防)認知症対応型通所介護及び併設型指	定(介護·	予防)認知	症対	応型	<u>』</u> 通月	听介護
	(1) 生活相談員について	運営基準 第42条	基準条例第 62条				
従業者の員 数	① 社会福祉法第19条第1項各号(社会福祉主事の資格要件)のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者ですか。	予防基準 第5条	予防基準条 例第6条				
	② サービス提供時間帯において生活相談員が勤務している時間数の合計数を、サービス提供時間帯の時間数で除して得た数が1以上となっていますか。						
	生活相談員の サービス提供 勤務時間数(合計) 時間 () h ÷ () h = () ≧ 1						
	※ 提供日ごとに確保されていること。※ 生活相談員は、専ら当該通所介護の提供に当たる者であること。						
	※ 生活相談員の勤務時間数の合計は、サービス提供時間 内に勤務している時間数の合計数であること。						
	(2) 看護職員(看護師又は准看護師)又は介護職員について						
	① 単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員 又は介護職員を1人以上配置していますか。※ 当該職員は、提供時間を通じて専従する必要はないが、 提供時間を通じて当該事業所と密接かつ適切な連携を図っていること。						
	② ①のほか、サービス提供時間帯において看護職員又は 介護職員が勤務している時間数の合計数を、サービスの 平均提供時間数で除して得た数が1以上となっていますか。						
	平均提供時間数 =利用者毎の提供時間数の合計÷利用者数						
	看護師又は 介護職員の 平均提供 勤務時間数(合計) 時間数 () h ÷ () h = () ≧ 1						
	③ ②の時間数にかかわらず,常時1人以上従事していますか。	-					
	(3) 機能訓練指導員について						
	① 機能訓練指導員を1人以上配置していますか。						
	② 機能訓練指導員は、訓練を行う能力を有する者が確保されていますか。						
	※ 「訓練を行う能力を有する者」とは、次のいずれかであること。						
	・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護職員 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師						
	(4) 生活相談員,看護職員又は介護職員のうち1人以上は,常勤となっていますか。						

							点	検結	果	
点検項目		確認事	事項		根拠条文	根拠条例	適	不適	非該当	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
管理者	(1)	管理者は,常勤職員を配置して	ていますか	۸۰	運営基準 第43条 予防基準	基準条例第 63条 予防基準条				
		管理者が他の職種等を兼務して	ている場合	, 兼務形態は適切で		例第7条				
	(2)	か。 ※ 原則は常勤,専従だが, 合は当該事業所内の他職種, 施設の職務に従事することが	同一敷地							
		・兼務の有無	(有	· 無)						
		・当該事業所内で他職種と兼続	务している	場合は,その職種名						
		()						
		・同一敷地等の他事業所と兼利 職種名,兼務事業所における								
		事業所名: ()						
		職種名 :()						
		勤務時間:()						
	(3)	管理者は、必要な研修を修了し	しています	゚ゕ。						
2 共月	用型	指定(介護予防)認知症対	才応型通	所介護						
		下記事業所の利用者の数と当記	亥共用型(運営基準	基準条例第				
従業者の員 数	(1)	型通所介護事業所の利用者の勢の人員基準を満たすために必要が。			第45条 予防基準 第8条	65条 予防基準条 例第9条				
		事業所		基準						
		指定(介護予防)認知症対応 共同生活介護	빝	運営基準第90条						
		指定地域密着型特定施設		連営基準第110						
		指定地域密着型介護老人福祉加	 色設	運営基準第131						
		※ 算定に当たっては、当該技 応型通所介護事業所の利用す した上で、算出した全利用す	皆数につい	てを次により計算						
		と。	年山士 士							
		報酬を算定している時間数 2時間以上3時間未満	算出方法							
		3時間以上5時間未満	利用者数							
		5時間以上7時間未満	利用者数	,						
		7時間以上9時間未満	利用者数	. × 1						
利用定員等	(1)	同時にサービスの提供を受ける 日当たり3人以下となっている		数は,事業所ごとに	運営基準 第46条 予防基準 第9条	基準条例第 66条 予防基準条 例第10条				
管理者	(1)	管理者は、常勤職員を配置して	ていますか	\	運営基準 第47条	基準条例第 67条				
	(2)	管理者が他の職種等を兼務して			予防基準	予防基準条 例第11条			П	
	(2)	すか。 · 兼務の有無	(右	· 無)				L		
		・当該事業所内で他職種と兼利								
		()						
		・同一敷地等の他事業所と兼利 職種名,兼務事業所における								
		事業所名: ()						
		職種名:()						
		勤務時間:()						
	(3)	管理者は,必要な研修を修了!	しています	゚ゕ。						

				点	検結	果	<u></u>				
点検項目	確認事項	根拠条文	根拠条例	適	不適	非該当	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)				
Ⅱ 設付	Ⅱ 設備基準										
1 単独型指定(介護予防)認知症対応型通所介護及び併設型指定(介護予防)認知症対応型通所介護											
設備及び備 品等	次の設備を有していますか。	運営基準 第44条 予防基準 第7条	基準条例第 64条 予防基準条 例第8条								
	食堂及び機能訓練室は次の基準を満たしていますか。 (2) ・それぞれ必要な広さがある。 ・合計面積が3㎡に利用定員を乗じた面積以上である。	-									
	(3) 相談室は、 <u>間仕切り等を設けること</u> により相談の内容が漏えい しないよう配慮されていますか。										
	消防用設備及び必要な備品を整備し、点検がされていますか。 ・消火器(150㎡以上の延べ面積を有する場合) ・自動火災報知設備(300㎡の延べ面積を有する場合) ・消防機関へ通報する火災報知設備(500㎡の延べ面積を 有する場合) ・避難口誘導灯,通路誘導灯,誘導標識(いずれも) (4)・スプリンクラー設備(6,000㎡の延べ面積を有する場合。※平屋建を除く。) ・屋内消火栓設備(基準:700㎡の延べ面積を有する場合) ・非常警報器具(基準:収容人員20人以上50人未満) ・避難器具(基準:2階以上の階で収容人員20人以上) ・非常ベル,自動式サイレン又は放送設備(収容人員50人 以上)	消防法施行令(別表1六に)の表(ハ)に該当)									
Ⅲ 運;	営基準										
内容及び手 続の説明・ 同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 □運営規程の概要 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ※ 延長サービスを行う事業所は、延長サービスを行う時間も別に明記すること。 ・サービスの利用定員(同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限)・サービスの内容(入浴・食事の有無等)及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・サービス利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ※ 次の非常災害に関する具体的計画を指す。 ・消防法施行規則第3条に規定する消防計画 ・風水害、地震等の災害に対処するための計画 ・その他運営に関する重要事項 □介護従事者の勤務の体制 □事故発生時の対応 □苦情処理の体制等	予防基準第 11条	基準条例第10 条準第10 条準所 等 例第12条								
	(2) 同意について書面で確認していますか。										
提供拒否の 禁止	(1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	運営基準第 61条 (第第3 条の8準用) 予防基準第 12条	条準用) 予防基準条 例第13条								
サービス提供困難時の対応	自らが適切なサービスを提供することが困難である場合は、当 (1) 該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、適当な他 事業者等の紹介など必要な措置を速やかに採っていますか。	運営基準第 61条 (第第3 条の9準用) 予防基準第 13条	基準条例第 81条(第12 条準用) 予防基準条 例第14条								
受給資格等 の確認	サービスの提供を求められた場合,被保険者証により利用者の (1) 被保険者資格,要介護,要支援認定の有無及び有効期間を確認 していますか。	運営基準第 61条第3条の 10準用) 予防基準第 14条	基準条例第 81条(第13 条準用) 予防基準条 例第15条								
	(2) 被保険者証に認定審査会の意見書が記載されているときは、その意見に配慮したサービスの提供に努めていますか。										
要介護認定 の申請に係	(1) 利用申込者が要介護,要支援認定を受けていないときは,認定 申請が速やかに行われるよう必要な援助を行っていますか。	運営基準第 61条(第3条 の11準用) 予防基準第 15条	基準条例第 81条(第14 条準用) 予防基準条 例第16条								
る援助	(2) 必要に応じ,有効期間が終了する30日前までには更新申請が 行われるように援助を行っていますか。		でまいる 10米 1								

					点	検結	果	
点検項目		確認事項	根拠条文	根拠条例	適	不適	非該当	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
心身の状況 等の把握		サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に 努めていますか。	運営基準 第48条 予防基準 第16条	基準条例第 68条 予防基準条 例第17条				
居宅介護支	(1)	サービスの提供に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	運営基準第 61条 (第3条 の13準用) 予防基準第	基準条例第 81条(第16 条準用) 予防基準条				
援事業者等との連携	(2)	サービスの提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	17条	例第18条				
法定代理受 領サービス の提供を受 けるための 援助	(1)	サービスの提供に際し,利用者に対して,法定代理受領サービ スについて説明し,必要な援助を行っていますか。	運営基準第 61条(第3条 の14準用) 予防基準第 22条	基準条例第 81条(第17 条準用) 予防基準条 例第23条				
居宅サービ ス計画に 沿ったサー ビスの提供 (予防除 く。)	(1)	居宅サービス計画が作成されている場合は, 当該計画に沿った サービスを提供していますか。	運営基準第 61条(第3条 の15準用)	基準条例第 81条(第18 条準用)				
居宅サービス計画等の変更の援助(予防除く。)	(1)	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は, 指定居宅 介護事業者への連絡その他必要な援助を行っていますか。	運営基準第 61条(第3条 の16準用)	基準条例第 81条(第19 条準用)				
サービス提供の記録	(1)	サービスを提供した際には、居宅サービス計画を記載した書面 又はサービス利用票等、これに準ずる書面に次の事項を記録し ていますか。 ・サービスの提供日 ・サービスの内容 ・その他必要な事項		基準条例第 81条(第21 条準用) 予防基準条 例第22条				
	(2)	提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに,利用者からの申出があった場合には,文書の交付その他適切な方法により,その情報を利用者に対して提供していますか。						
利用料等の 受領	(1)	法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、 その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から 事業者に支払われた額を控除して得た額の支払を受けています か。	運営基準 第49条 予防基準第 22条	基準条例第 69条 予防基準条 例第23条				
	(2)	法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利 用料と、サービス費用運営基準額との間に、不合理な差額が生 じないようにしていますか。						
	(3)	上記の利用料のほかには,次の費用以外の支払を受けていませんか。	-					
		① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する 利用者に対して行う送迎に要する費用						
		② サービスに通常要する時間を越えるサービスであって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに係るサービス費用基準額を超える費用						
		③ 食事の提供に要する費用						
		④ おむつ代						
		⑤ 上記のほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの(利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用)						
	(4)	(3)の費用について、あらかじめ、利用者又はその家族に対しその内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。						
保険給付のための証明書の交付	(1)	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支 払を受けた場合、サービスの内容、費用の額その他必要と認め られる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交 付していますか。	の20準用) 予防基準第 23条	条準用) 予防基準条 例第24条				
認知症対応 型通所介護 の基本取扱	(1)	利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう, その目標を設定し, 計画的に行われていますか。	運営基準 第50条	基準条例第 70条				
方針(予防除く。)	(2)	事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に その改善を図るようにしていますか。						

					点	点検結果		「不適」の担合の東南及び
点検項目		確認事項	根拠条文	根拠条例	適	不適	非該当	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
認知症対応 型通所介護 の具体的扱	(1)	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流 <u>及び</u> 地域活動への参加を図 <u>るとともに</u> 、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われていますか。	運営基準 第51条	基準条例第 71条				
方針(予防除く。)		利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮して行われていますか。						
	(3)	介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者 の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要 な援助を行っていますか。						
	(4)	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、介護計画の目標及び内容や利用日 の行事及び日課等を含めたサービスの提供方法等について、理 解しやすいように説明を行っていますか。						
	(5)	サービスの提供に当たっては,介護技術の進歩に対応し,適切 な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。						
	(6)	常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ, 相談援助等の生活指導, 機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供していますか。						
	(7)	事業所の屋外でサービスを提供する場合は、あらかじめ介護計画に位置付け、効果的な機能訓練等のサービスが提供できるようになっていますか。						
認知症対応 型通所介護 計画の作成 (予防除	(1)	事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成していますか。		基準条例第 72条				
(,)	(2)	認知症対応型通所介護計画は,居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。						
	(3)	① 管理者は、認知症対応型通所介護計画の目標及び内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。						
		② 介護計画の実施状況や評価について利用者又はその家族に 説明を行っていますか。						
	(4)	作成した認知症対応型通所介護計画を記載した文書を利用者に 交付していますか。						
	(5)	従業者は, それぞれの利用者ごとに, 提供したサービスの実施 状況や目標の達成状況の記録を行っていますか。						
介護予防認	(1)	利用者の介護予防に資するよう,その目標を設定し,計画的に 行っていますか。	予防基準 第41条	予防基準条 例第42条				
知症対応型通所介護の基本取扱方	(2)	目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等,提供する サービスの質の評価を行い,常にその改善を図っていますか。						
針(予防のみ)	(3)	利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活 を営むことができるよう支援することをことを目的とするもの であることを常に意識してサービスの提供に当たっています か。	-					
	(4)	利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法 によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力 を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮 していますか。						
	(5)	利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により,利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。						

					点	点検結果		
点検項目		確認事項	根拠条文	根拠条例	適	不適	非該当	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
介護予防認 知症対施型 通所的扱方 具体的扱方	(1)	主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握・分析及びサービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること(アセスメント)は行われていますか。	予防基準 第42条	予防基準条 例第43条				
針(予防のみ)	(2)	利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて,サービスの 目標,目標を達成するための具体的なサービスの内容,サービ スの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介 護計画を作成していますか。						
	(3)	介護予防認知症対応型通所介護計画書は,介護予防サービス計 画書に沿った内容となっていますか。						
	(4)	① 介護予防認知症対応型通所介護計画書の内容について利用 者又はその家族に説明を行い,利用者から同意を得ています か。						
		② 介護計画の実施状況や評価について利用者又はその家族に説明を行っていますか。						
	(5)	作成した介護予防認知症対応型通所介護計画書を利用者に交付 していますか。						
	(6)	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう, 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ, 利用者の心身の状況を踏まえ, 妥当適切に行われていますか。						
	(7)	利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を 持って日常生活を送ることができるよう配慮して行われていま すか。						
	(8)	サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護 計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っ ていますか。						
	(9)	サービスの提供に当たっては,懇切丁寧に行うことを旨とし, 利用者又はその家族に対し,サービスの提供方法等について, 理解しやすいように説明を行っていますか。						
	(10)	サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。						
	(11)	介護予防支援事業者に対し, サービスの提供状況等の報告を毎 月行っていますか。	解説通知					
	(12)	介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていますか。	予防基準 第42条	予防基準条 例第43条				
	(13)	管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を介護予防 サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告してい ますか。						
	(14)	モニタリングの結果を踏まえ,必要に応じて介護予防認知症対 応型通所介護計画の変更は行われていますか。						
利用者に関 する市町村 への通知		してその旨を市町村に通知していますか。 ・ 正当な理由なしに、サービスの利用に関する指示に従わな	運営基準第 61条 (第3条 の26準用) 予防基準第 24条	基準条例第 81条 (第29 条準用) 予防基準条 例第25条				
緊急時等の 対応	(1)	利用者の病状の急変などの緊急時に,主治医への連絡など必要な措置を講じていますか。		基準条例第 81条(第54 条準用) 予防基準条 例第26条				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		_	_	_	

					点	検結	果	
点検項目		確認事項	根拠条文	根拠条例	適	不適	非該当	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
管理者の責 務	(1)	管理者は、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	運営基準 第53条 予防基準 第26条	基準条例第 73条 予防基準条 例第27条				
	(2)	管理者は、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令 を行っていますか。	772-074	D1312131				
運営規程	(1)	次に掲げる内容について定めていますか。 「事業の目的及び運営の方針 「従業者の職種、員数及び職務の内容 「営業日及び営業時間、延長サービスを行う時間 「サービスの利用定員 「サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 「通常の事業の実施地域 「サービス利用に当たっての留意事項 「緊急時等における対応方法 「非常災害対策	運営基準 第54条 予防基準 第27条	基準条例第 74条 予防基準条 例第28条				
勤務体制の 確保等	(1)	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに 勤務の体制を定めていますか。 ・月ごとの勤務表を作成している。 ・次の項目が明確となっている。 □日々の勤務時間 □職務内容 □常勤・非常勤の別 □専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指 導員の配置 □管理者との兼務関係	運営基準 第55条 予防基準 第28条	基準条例第 75条 予防基準条 例第29条				
	(2)	当該事業所の従業者によってサービスが提供されていますか。						
	(3)	従業者に対して研修の機会を確保していますか。						
定員の遵守	(1)	利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。	運営基準 第56条 予防基準 第29条	基準条例第 76条 予防基準条 例第30条				
非常災害対策	(1)	非常災害に関する具体的計画を立てていますか。 ・消防法施行規則第3条に規定する消防計画 ・風水害,地震等の災害に対処するための計画	運営基準第 57条 予防基準第 30条 消防法第8	基準条例第 77条 予防基準条 例第31条				
	(2)	(職員+利用者が30人以上の施設) 防火管理者を置き,消防計画の策定及び消防業務の実施を行わせていますか。 (職員+利用者が30人未満の施設) 防火管理の責任者を定め,消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせていますか。	%					
	(3)	非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し, 定期的に従業者へ周知していますか。	運営基準第 57条 予防基準第 30条	基準条例第 77条 予防基準条 例第31条				
	(4)	定期的に避難,救出その他必要な訓練を行っていますか。						
	(5)	(4)の訓練を行うに当たって,地域住民の参加が得られるよう 努めていますか。	VER ALL HIS SEE PAR	++ SH- 67 Include				
衛生管理等	(1)		運営基準第 58条 予防基準第 31条	基準条例第 78条 予防基準条 例第32条				
	(2)	感染症 $\underline{o発生を予防し、及びまん延を防止するために}$ 必要な措置を講ずるよう努めていますか。						
	(3)	食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保っていますか。						
	(4)	インフルエンザ対策, 腸管出血性大腸菌感染症対策, レジオネラ症対策等について, 関係通知に基づき適切な措置を講じていますか。						
	(5)	空調設備等により施設内の適温の確保に努めていますか。						

					小	検結	果	
点検項目		確認事項	根拠条文	根拠条例	適	不適	非該当	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
掲示	(1)	事業所の見やすい場所に,運営規程の概要,従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	運営基準第 61条(第3条 の32準用) 予防基準第 32条	基準条例第 第81条(第 35条準用) 予防基準条 例第33条				
秘密保持等	(1)	従業者は,正当な理由がなく,その業務上知り得た利用者又は その家族の秘密を漏らしていませんか。	運営基準第 61条(第3条 の33準用) 予防基準第	条準用) 予防基準条				
	(2)	従業者であった者が、職務上知り得た利用者又はその家族の情報を正当な理由なく、漏さないよう必要な措置を講じていますか。	-33条	例第34条				
	(3)	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は 当該家族の同意を、文書によりあらかじめ得ていますか。						
広告	(1)	広告の内容は,虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	運営基準第 61条(第3条 の34準用) 予防基準第 33条	基準条例第 81条(第37 条準用) 予防基準条 例第34条				
居宅介護支 援事業者に 対する利益 供与の禁止	(1)	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して,利用者に特定の 事業者によるサービスを利用させることの対償として,金品そ の他の財産上の利益を供与していませんか。	運営基準第 61条(第3条 の35準用) 予防基準第 35条	基準条例第 81条(第38 条準用) 予防基準条 例第36条				
苦情処理	(1)	に,次に掲げる必要な措置を講じていますか。 ・相談窓口,苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するた	運営基準第 61条 (第3条 の36準用) 予防基準第 35条	基準条例第 81条(第39 条準用) 予防基準条 例第36条				
	(2)	苦情を受け付けた場合に、その内容を記録していますか。 苦情件数 :月 件程度 苦情相談窓口の設置: 有 無 苦情相談窓口担当者: 苦情を受け付けた場合に、受付日及びその内容を記録していますか。また、苦情の内容を踏まえサービスの向上に向けた取り組みを行っていますか。						
	(3)	苦情に関して市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行っていますか。 また、市町村からの求めがあった場合にはその改善内容を報告 していますか。						
	(4)	苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行っていますか。 また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合にはその改善内容を報告していますか。						
	(5)	利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び 援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう に努めていますか。	運営基準第 59条 予防基準第 39条	基準条例第 79条 予防基準条 例第40条				
事故発生時の対応	(1)	利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護支援予防事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	運営基準第 61条(第3条 の38準用) 予防基準第 37条	基準条例第 81条(第41 条準用) 予防基準条 例第38条				
		→事故事例の有無: 有 ・ 無						
	(2)	(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 また、その記録を2年間保管していますか。						
	(3)	利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生し た場合は, 損害賠償を速やかに行っていますか。						
	(4)	事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための 対策を講じていますか。						

					点	点検結果		
点検項目		確認事項	根拠条文	根拠条例	適	不適	非該当	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
会計の区分	(1)	他の事業所と経理を区分していますか。	の39準用)	基準条例第 81条(第42 条準用)				
	(2)	他の事業と会計を区分していますか。	予防基準第 38条	予防基準条 例第39条				
地域との連 携等	(1)	<u>地域住民等(地域住民やその自発的な活動(ボランティア団体)等)</u> との連携及び協力を行う等,地域との交流を図っていますか。	運営基準 第59条 予防基準 第39条	基準条例第 79条 予防基準条 例第40条				
記録の整備	(1)	従業者, 設備, 備品及び会計に関する諸記録を整備されていま すか。	運営基準 第60条 予防基準 第40条	基準条例第 80条 予防基準条 例第41条				
	(2)	利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ・(介護予防)認知症対応型通所介護計画 ・具体的なサービスの内容等の記録 ・利用者に関する市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録						
Ⅳ 変]	更	D届出等						
	(1)	次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届けていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤ 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 当該事業に係る地域密型介護サービス費の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所 ② 定員の増加 ① (事業再開の場合)再開した年月日	介護保険法 第78条の5 介護行規の13 131条の13					
	(2)	指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止 又は休止の1月前までに、その旨を市町村長に届けています か。 ① 廃止し、又は休止しようとする年月日 ② 廃止し、又は休止しようとする理由 ③ 現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する 措置 ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間						